

地方議員のあり方や年金制度に対して幅広く議論を求める意見書

現在、地方議会において、議員のなり手不足から存続が困難な議会が見受けられるようになってきた。

そんな中、幅広い層からの人材確保の観点から、地方議員年金制度の復活の声が上がり、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会及び全国町村議会議長会において、廃止された地方議会議員年金にかわる新たな地方議会議員の年金として、地方議会議員の被用者年金制度加入の実現を求める決議や要望が採択され、国や国会の関係方面に要請活動が行われてきた。その動きと連動し、国会において、地方議員を対象とした厚生年金加入を地方自治体に義務づける法案が提出されようとしている。

しかしながら、この新しい地方議会議員年金制度のみが抜本的な問題の解決策ではなく、各地方議会での議員報酬のあり方や地方議員の身分の位置づけ、公職選挙法の見直し等、働き方改革としても十分に議論することが必要である。

これらが解決されていない状況や地方議員の身分の位置づけが曖昧なまま、年金制度だけを先行させることは、議員だけを特別扱いする議員特権復活と言われ、国民の理解を得るのは難しいと考える。

したがって、新しい地方議員年金制度のみならず、まず抜本的に地方議員のあり方に対しての議論が必要と考える。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、地方議員のあり方や年金制度に対して幅広く議論を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年12月14日

大 阪 府 茨 木 市 議 会